

●低公害車の導入に対する税制上の優遇措置制度（平成 25 年度）

(1) 自動車重量税の時限的免除・軽減措置		
制度内容	<p>(1) 平成 24 年 5 月 1 日から平成 27 年 4 月 30 日までの間に新車新規検査を受けた場合に、環境性能に応じて自動車重量税を時限的に免除・軽減。</p> <p>(2) 上記(1)の免税対象車については、新車新規検査時に交付を受けた車検証の有効期間が満了する日から起算して 15 日を経過する日までに受ける最初の車検証の交付等（2 回目の車検）に係る自動車重量税を 50% 軽減（ただし、新車新規検査による車検証の記載事項について車両構造等の変更がない場合に限る。）。</p> <p>(3) 上記(1)の免税対象車（上記(1)及び(2)の適用があるものを除く。）について、平成 24 年 5 月 1 日から平成 27 年 4 月 30 日までの間に受ける最初の車検証の交付等に係る自動車重量税を 50% 軽減。</p>	
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ○電気自動車（燃料電池自動車を含む） ○天然ガス自動車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx）10% 低減 ○プラグインハイブリッド自動車 ○クリーンディーゼル乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制に適合した車両総重量 3.5 トン以下のディーゼル乗用車 ○乗用車等 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +20% 達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車（ガソリン車に限る。） ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車（ディーゼル車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ重量車燃費基準 +10% 達成車 	免除
	<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車等 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車（ガソリン車に限る。） ・☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車（ガソリン車に限る。） ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車（ディーゼル車に限る。） ・ポスト新長期規制適合かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車（ディーゼル車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ重量車燃費基準 +5% 達成車 ・ポスト新長期規制適合かつ重量車燃費基準 +10% 達成車 	75% 軽減
	<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車等 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準達成車（ガソリン車に限る。） ・☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車（ガソリン車に限る。） ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準達成車（ディーゼル車に限る。） ・ポスト新長期規制適合かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車（ディーゼル車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ重量車燃費基準達成車 ・ポスト新長期規制適合かつ重量車燃費基準 +5% 達成車 	50% 軽減
	<p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用車等：ガソリン乗用車及び車両総重量 2.5 トン以下のガソリンバス・トラック ・中量車：車両総重量 2.5 トン超 3.5 トン以下のバス・トラック ・重量車：車両総重量 3.5 トン超のディーゼルバス・トラック ・☆☆☆☆：平成 17 年排出ガス基準値より有害物質を 75% 以上低減させた低排出ガス車 ・☆☆☆：平成 17 年排出ガス基準値より有害物質を 50% 以上低減させた低排出ガス車 ・重量車燃費基準：平成 27 年度燃費基準を満たす車両総重量 3.5 トン超の重量車 	

(2) 自動車取得税の時限的免除・軽減措置

	制度内容	平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に新車を取得する場合に、環境性能に応じて自動車取得税を時限的に免除・軽減。	
新車	措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ○電気自動車（燃料電池自動車を含む） ○天然ガス自動車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx）10% 低減 ○プラグインハイブリッド自動車 ○クリーンディーゼル乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制に適合した車両総重量 3.5 トン以下のディーゼル乗用車 ○乗用車等 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +20% 達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車（ガソリン車に限る。） ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車（ディーゼル車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ重量車燃費基準 +10% 達成車 	免除
		<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車等 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車（ガソリン車に限る。） ・☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車（ガソリン車に限る。） ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車（ディーゼル車に限る。） ・ポスト新長期規制適合かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車（ディーゼル車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ重量車燃費基準 +5% 達成車 ・ポスト新長期規制適合かつ重量車燃費基準 +10% 達成車 	75% 軽減
		<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車等 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準達成車（ガソリン車に限る。） ・☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車（ガソリン車に限る。） ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準達成車（ディーゼル車に限る。） ・ポスト新長期規制適合かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車（ディーゼル車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ重量車燃費基準達成車 ・ポスト新長期規制適合かつ重量車燃費基準 +5% 達成車 	50% 軽減

制度内容	平成24年4月1日から平成27年3月31日までに新車購入時以外の取得をする場合に、環境性能に応じて自動車取得税を軽減	
中古車 措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ○電気自動車（燃料電池自動車を含む） ○天然ガス自動車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx）10%低減 ○プラグインハイブリッド自動車 ○クリーンディーゼル乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制に適合した車両総重量3.5トン以下のディーゼル乗用車 ○乗用車等 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+20%達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+10%達成車（ガソリン車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10%低減かつ重量車燃費基準+10%達成車（ハイブリッド自動車に限る。） 	45万円控除
	<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車等 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+10%達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+5%達成車（ガソリン車に限る。） ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+10%達成車（ガソリン車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10%低減かつ重量車燃費基準+5%達成車（ハイブリッド自動車に限る。） ・ポスト新長期規制適合かつ重量車燃費基準+10%達成車（ハイブリッド自動車に限る。） 	30万円控除
	<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車等 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準達成車（ガソリン車に限る。） ・☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+5%達成車（ガソリン車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10%低減かつ重量車燃費基準達成車（ハイブリッド自動車に限る。） ・ポスト新長期規制適合かつ重量車燃費基準+5%達成車（ハイブリッド自動車に限る。） 	15万円控除
	<p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用車等：ガソリン乗用車及び車両総重量2.5トン以下のガソリンバス・トラック ・中量車：車両総重量2.5トン超3.5トン以下のバス・トラック ・重量車：車両総重量3.5トン超のディーゼルバス・トラック ・☆☆☆☆：平成17年排出ガス基準値より有害物質を75%以上低減させた低排出ガス車 ・☆☆☆：平成17年排出ガス基準値より有害物質を50%以上低減させた低排出ガス車 ・重量車燃費基準：平成27年度燃費基準を満たす車両総重量3.5トン超の重量車 	

(3) 低公害車に係る自動車税の軽減措置（自動車税のグリーン化）		
制度内容	平成26年3月31日までに排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車を新車新規登録した場合、翌年度1年間の自動車税を軽減。また、新車新規登録から一定年数を経過したガソリン車、LPG車及びディーゼル車については、それぞれ経過した年度の翌年度以降の自動車税を重課。	
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車（燃料電池自動車を含む） ・プラグインハイブリッド自動車 ・天然ガス自動車（ポスト新長期規制（NOx）10%低減） ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+10%達成車 	概ね50%軽減
	<ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準達成車 	概ね25%軽減
	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン車又はLPG車：13年超 ・ディーゼル車：11年超 ※電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車（ガソリン車のみ）、メタノール自動車、一般乗合バス、被けん引自動車を除く。 	概ね10%重課
	<p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆：平成17年排出ガス基準値より有害物質を75%以上低減させた低排出ガス車 	

(4) グリーン投資減税における所得税・法人税の優遇措置

制 度 内 容	プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車（トラック・バス）、電気自動車、急速充電設備、ハイブリッド建設機械（オフロード車）の取得に係る特別償却制度又は税額控除措置
措 置 内 容	青色申告を行う個人事業者又は法人が、上記の対象設備を取得し（補助制度による取得を除く）、その取得の日から1年以内に事業の用に供した場合に、次のいずれか一方を選択できる。 ・普通償却に加えて、基準取得額の30%相当額を限度として償却できる特別償却 ・基準取得価格の7%相当額の税額控除（資本金1億円未満の法人等に限る。）

(5) 低公害車の燃料供給設備に係る固定資産税の特例措置

制 度 内 容	燃料供給設備（天然ガス、水素）の設置に係る固定資産税の課税標準の特例措置
措 置 内 容	・最初の3年間の課税標準を2/3 (天然ガステーション：2,000万円以上・水素ステーション：1億5,000万円以上)

(6) 排出ガス規制新基準に適合した特定特殊自動車に係る固定資産税の特例措置

制 度 内 容	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）における一定の基準適合表示の付された特定特殊自動車（オフロード車）のうち、新基準適用開始日（定格出力が130kW以上560kW未満のものは平成24年9月30日）前までに取得する際の固定資産税の課税標準の特例措置
措 置 内 容	・最初の3年間の課税標準を3/5